



自動車税(種別割) 障害者の方の減免申請について

郵送・電子申請ができるようになりました。

- **対象**：令和4年5月に自動車税(種別割)納税通知書が届いた障害者減免の要件に該当する方

(身体障害者手帳等をお持ちの方が使用する自動車(個人名義の自家用自動車)の減免申請に限ります。)

- **申請期限**：令和4年5月31日(火)

(期限後の申請の場合、減免される税額は、申請した日の翌月からの月割り額です。)

- **減免額**：年税額全額(上限あり)

- **申請窓口**：県税事務所・自動車税事務所

- **郵送・電子申請の詳細はホームページでご確認ください。**

- 郵送・電子申請の場合も申請期限は5月31日です。
- 既に減免を受けている自動車があり、別の自動車に変更をする場合は窓口で申請してください。
- 詳しくはホームページを御確認ください。



埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」